福岡市文化施設管理運営評価委員会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，福岡市経済観光文化局文化まつり振興部文化施設課が所管する福岡市音楽・演劇練習場（塩原音楽・演劇練習場及び千早音楽・演劇練習場を除く）及び博多座（以下「文化施設」という。）の管理運営に係る評価の客観性を確保するとともに，高い専門性や幅広い情報からの評価などを加えるために設置する，福岡市文化施設管理運営評価委員会（以下「評価委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　評価委員会は，次の事項について，参考となる意見を述べる。

（１）管理運営業務等に係る評価基準に関すること

（２）管理運営業務等に係る評価に関すること

（３）管理運営業務等の改善に係る助言に関すること

２　評価委員会は，指定管理者からの管理運営業務等の実施状況に関することについて意見聴取を行う。

３　その他経済観光文化局長（以下「局長」という。）が委嘱する事項

（構成）

第３条　評価委員会には委員長１人を置き，委員の互選により定める。

２　委員は，７名以内とし，過半数は利用者や専門的な見地から評価ができる外部から登用するものとする。

３　委員は，次の各号のいずれかに当たる者から局長が委嘱する。

（１）文化施設について専門的な知識又は経験を有する者

（２）市職員

（３）利用者

（４）その他委員長が必要と認める者

４　委員長はその他必要に応じて，評価委員会の会議に専門的事項等に関し知識を有する者の出席を求めることができる。

（任期）

第４条　委員の任期は，文化施設の指定管理者の評価等について，局長から委嘱された日から，その委嘱された日が属する文化施設すべての指定管理期間が終了し，当該期間の最終年度の評価を終了した日までとする。ただし，次条第１項の規定に基づき，当該期間の最終年度の評価委員会を開催しない場合は，当該期間の終了の日までとする。

２　委員が欠けた場合は局長が後任の委員を委嘱する。

３　前項による委員の任期は，前任者の残任期間とする。

４　委員の再任はさまたげない。

（会議）

第５条　評価委員会の会議は，原則として年に１回開催する。ただし，委員長が必要と認める場合は，臨時に開催することができる。また，指定管理期間の最終年度の評価については開催しないことができる。

２　評価委員会の会議は，委員長が招集し，委員長がその議長となる。ただし，委員長が決まるまでは局長が各委員を招集する。

（会議の公開，非公開）
第６条　評価委員会の公開・非公開については，次のとおりとする。
（１）第２条第１項第１号及び第２項に規定する事項に関する会議については，公開とする。
（２）第２条第３項に規定する事項に関する会議については，公開とする。ただし，その会議の内容が，会議を公開することにより，当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときはこの限りではない。
（３）第２条第１項第２号及び同項第３号に関する会議については，非公開とする。
２　評価委員会の会議を開催するときは，あらかじめ評価委員会の名称，日時，場所，議題，公開・非公開の別その他必要な事項を公表するものとする。
３　公開による評価委員会の会議は，委員長の許可を得て，これを傍聴することができる。
この場合においては，傍聴者に対し，会議の資料（非公開情報に該当する部分を除く。）を提供するものとする。
４　評価委員会の会議に係る傍聴の手続等については，別に定める。
５　委員会は，指定管理者の評価過程における公正性，透明性を確保するため，会議の議事録を作成しなければならない。
６　評価の過程については，会議終了後，議事録等により評価結果と併せて公表するものとする。

（評価項目）
第７条　評価委員会は，次の評価項目により評価を行う。
１　福岡市音楽・演劇練習場（千代・祇園）

大区分	中区分	小区分
施設管理	施設の管理（責任）体制	• 施設の設置目的を達成できる適切な職員配置がなされているか • 事務処理や経理処理，報告書の作成等を適切に行っているか • 防犯及び防災対策や緊急連絡体制は適切か
	適切な施設の維持管理	• 施設の管理に必要な修繕や備品の管理は適切に行われているか • 経費節減に向けた取り組みは行われているか • 保守点検業務は適切に行われているか
施設運営	公平な運営	• 特定の利用者に対して，根拠のない優遇や利用制限を行っていないか
	利用者サービス向上と利用促進への取組	• 利用促進に向けた広報活動や情報発信に努めているか • 利用者満足度や利用者の要望の把握に努めているか • 苦情やトラブルに対し，適切かつ迅速に対応しているか
	施設の利用状況	• 前年と比較し，利用者数・稼働率に著しい差異はないか
	財団への協力	• 福岡市文化芸術振興財団への協力は行われているか
	提案事業の取組	・利用者や地域住民の満足度向上につながるものや，文化施策を推進するための効果的な提案事業が行われているか

	団体の経営状況	• 財務状況は良好か
その他	個人情報保護	• 個人情報の保護と管理は適正に行われているか
	近隣住民等との良好な関係	• 地域や関係団体等との連携や協働が図られているか
	環境への配慮	• 環境への配慮はなされているか
	その他	• その他，独自に取り組んだ点や工夫している点があるか

2　博多座

大区分	中区分	小区分
施設管理	施設の管理（責任）体制	• 施設の設置目的を達成できる適切な職員配置がなされているか • 事務処理，報告書の作成等を適切に行っているか • 防犯及び防災対策や緊急連絡体制は適切か
	適切な施設の維持管理	• 施設の管理に必要な修繕や備品の管理は適切に行われているか • 経費節減に向けた取り組みは行われているか • 保守点検業務は適切に行われているか
施設運営	公演業務	• 多彩で本格的な公演が行われているか
	利用者サービス向上と利用促進への取組	• 利用促進に向けた広報活動や情報発信に努めているか • 利用者満足度や利用者の要望の把握に努めているか • 苦情やトラブルに対し，適切かつ迅速に対応しているか
	施設の利用状況	• 前年と比較し，利用者数等に著しい差異はないか
	市民檜舞台	• 市民檜舞台業務は円滑に行われているか • 使用料の経理処理は適切に行われているか
	団体の経営状況	• 財務状況は良好か
その他	個人情報保護	• 個人情報の保護と管理は適正に行われているか
	近隣住民等との良好な関係	• 地域や関係団体等との連携や協働が図られているか
	環境への配慮	• 環境への配慮はなされているか
	その他	• その他，独自に取り組んだ点や工夫している点があるか

（業務改善に係る助言）

第８条　評価委員会は，前条の評価項目に関し，業務改善に係る助言がある場合は，評価委員会の意見としてこれを付記する。

（委員の報酬）

第９条　会議に参加した委員（市職員，外郭団体等へ派遣されている市職員又は外郭団体の職員で業務として参加する職員を除く）に対して福岡市特別職職員等の議員報酬，報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例別表第２中附属機関の区分に規定される報酬の額を，開催毎に支払う。

（事務局）

第 10 条　評価委員会の事務局は，経済観光文化局文化まつり振興部文化施設課において行い，事務局長は文化施設課長とする。

（守秘義務）

第11条　委員及び事務局員その他評価委員会の会議に出席した者は，この会議において知り得た情

報を漏らしてはならない。

（委任）
第 12 条　この要綱に定めるもののほか，評価委員会に関し必要な事項は，委員長が定める。

附　則
この要綱は，平成２２年１１月４日から施行する。
附　則
この要綱は，平成２４年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は，平成２６年５月１日から施行し，平成２５年度の指定管理期間の評価から適用する。
附　則
この要綱は，平成２７年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は，平成２８年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は，令和２年 11 月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和５年６月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和７年９月１日から施行する。